

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

令和5年度通常総会・議員連盟議員との懇親会を開催(1)

令和4年度事業・決算報告、令和5年度事業計画・収支予算を承認

東京都印刷産業政治連盟（東政連）は6月7日（水）ハイアットリージェンシー東京で令和5年度通常総会を開催し、令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画（案）・収支予算（案）を全て原案どおり承認した。



挨拶を述べる橋本唱一会長

総会は黒澤文雄幹事長の司会で進行、冒頭、橋本唱一会長より、「印刷請負にかかる最低制限価格制度の導入」がされて4ヶ月が経過した令和4年8月に自民党議員連盟議員との意見交換の場を設けた他、令和5年度東京都予算に対してはサステナブル・リカバリー（持続可能な回復）の視点を踏まえた中小・小規模事業者支援策の拡充、自民党東京都連にはロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーコスト急騰に対する支援策創設等の要望活動を展開してきた等の挨拶がされた。

その後、森田副幹事長を議長に選任し、会員総数242名、本人出席35名、委任状154名を以って本総会は有効に成立すると宣し、議事を進行した。

【第1号議案】 令和4年度事業報告及び決算報告承認の件

事業報告は、武川優副会長が以下のとおり説明した。8月1日に自民党議員連盟議員と財務局の職員から4カ月経過した時点での実績報告を受けたが、中身をみると、A等級の発注が無い、地方の賃金の安い会社が落札をしている等の指摘を行なったが、議員からは完全実施は一步前進で今後も実績を積み重ねて経過を注視していくとともに有力な地場産業である印刷業の育成を支援していきたいとの発言を頂いた。さらに、令和5年度の東京都予算等に対する政策要望については、議員連盟議員と連携して、実現に向けた活動を展開してきた。

定例のヒアリングは、昨年の9月8日に都議会自民党、都議会公明党、都民ファーストの会、都議会立憲民主党と行った。当初は「サステナブル・リカバリーの視点を踏まえた中小・小規模事業者への支援策の拡充」、「エネルギーコストの急騰に対する支援策の創設」、「2030年「カーボンハーフ」に向けた省エネ機械設備投資への支援策の継続」、「事業者団体向け補助金・助成金を活用した支援事業の継続」、「社会の諸課題への貢献を視点とした基準による調達行為の実現」、「G P（グリーンプリンティング）認定の普及啓発（環境配慮仕様の「水準2」から「水準1」への引上げ）」と6項目の要望であったが、電力コストの急騰に伴い「小売電気事業者による一方的な高圧契約の契約解除、新規切り替え募集停止についての緊急で効果的な支援施策の実施」を追加で要望し、担当役員から詳細な説明を行った。

次に国に対しては、10月7日に行った自由民主党東京都支部連合会との定例のヒアリングにおいて「中小・小規模事業者の事業再構築への支援策の拡充」、「柔軟で多様な働き方を推進するための支援」、「エネルギーコストの急騰に対する支援策の創設」、「2050年「カーボンニュートラル」

達成に向けた省エネ機械設備投資への支援」、「中小企業の債務返済への支援」、「官公需入札の改善」、「グリーン購入法における特定調達品目の判断基準の見直し」、「外国人材の受入れ・共生」、「税制関係」等の9項目の他に、追加で「小売電気事業者による一方的な契約解除、新規切り替え募集停止で困窮する事業者への支援」を要望するとともに東政連の動きなどについては、「東政連ニュース」や「東政連ホームページ」を通じ広報してきたと報告された。

続いて、決算報告について真山明夫会計幹事より収支総額が2,227,428円、支出総額が2,458,208円で、差し引き230,780円の欠損となり、これにより次期繰越金は、前期繰越金を加え、2,658,921円となった旨収支の内訳を説明し、新井啓之監査の報告の後、森田議長が議場に語り、異議なく承認された。

【第2号議案】 令和5年度事業計画(案)および収支予算(案)承認の件

初めに、事業計画(案)について橋本会長が以下のとおり説明した。

令和5年度は、引き続き、東京都政や国政に対して、我々の要望実現のために活発な活動を展開してまいりたい。印刷議員連盟所属の議員との連携をより一層深めるとともに、党派毎のヒアリングへの出席や自由民主党東京都支部連合会との会合にも積極的に参加し、中小印刷業界の要望を訴えてまいりたい。さらに、組織は数であり、力を発揮できる組織にするため、積極的に加入増強を進める。具体的には、年度末の口数を純増で23口増やし600口を目標とする。

これらのことを踏まえて、令和5年度の事業計画(案)は、都政・国政への要望事項として、継続課題を含め、次の主要項目を挙げた。

1. 東京都政への予算等要望事項の実現

- (1) サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）の視点を踏まえた中小・小規模事業者への支援策の拡充として、引き続きITリテラシーの高い人材育成支援の継続。
- (2) 高止まりしている電力料金への支援策の継続の要望。
- (3) DX推進支援策の拡充としてデジタル環境構築やソフトウェア、クラウドサービス等への導入補助金の

継続。

- (4) 事業者団体向けの補助金・助成金を活用した組合として取り組める支援事業の継続
- (5) 社会の諸課題への貢献を視点とした基準による調達行為を実現として公共団体に対しては、公共調達を通じて社会的責任を果たす行動として品質の確保、公平性の要望。
- (6) GP認定制度について、環境配慮仕様を現在の水準2から水準1への引上げ要望。



2. 国政への要望事項の実現

全印政連と自由民主党中小印刷産業振興議員連盟と連携した要望活動を推進する。

- (1) 中小印刷業界の政治的課題の抽出と提案活動の強化
 - ①官公需における適正な取引環境に向けた施策の要望
 - ②各種税制改正に関する要望
 - ③その他中小印刷業界の政治的課題解決に向けた要望

3. 東京都印刷産業議員連盟議員との連携強化

印刷関連各団体の会員からの要望を吸い上げ、それを政策的提案として取り纏め、会員の声が届くよう、議員連盟議員との交流の中で、実現に結びつけていく。そのために議員連盟議員とのパイプ強化を図っていく。

4. 加入増強運動の積極的な推進

600口を目標に増強運動を展開する。

5. 機関紙「東政連ニュース」の発行とホームページの拡充

続いて、令和5年度収支予算(案)について、笹岡誠会計幹事が、収入合計2,790,230円に前期繰越金2,658,921円を加え収入総額を5,449,151円とし、支出合計は2,367,000円、次期繰越額を3,082,151円、支出総額は5,449,151円とした旨を説明し、森田議長が議場に語り、異議なく承認された。

以上で議事を終了し、来賓紹介の後、印刷関連団体を代表して東京都印刷工業組合の瀬田章弘副理事長より祝辞が述べられた。

続いて、小島武也常任幹事の司会進行で懇親会に移り、出席いただいた議員連盟議員が到着順に一人一人登壇し挨拶を行うとともにそれぞれのテーブルで和やかに懇談が行われた。



東印工組
瀬田副理事長より祝辞



4年ぶりに開催の懇親会

【令和5年度収支予算(案)】

1. 収入の部

科 目	前年度決算額(円)	予算額(円)	備 考
機関紙購読料	2,077,200	2,160,000	3,600円×600口
機関紙発行事業収入	150,000	150,000	東政連ニュース広告
預金利子・配当金	228	230	
総会収入		480,000	12,000×40名
収入合計	2,227,428	2,790,230	
前期繰越金	2,889,701	2,658,921	
合 計	5,117,129	5,449,151	

2. 支出の部

科 目	前年度決算額(円)	予算額(円)	備 考
経常経費			
事務手数料	142,884	148,000	機関紙購読料集金の手数料
事務所費	534,553	535,000	コピー代、電話代、送料、振込手数料、ホームページ運用費等
小 計	677,437	683,000	
政治活動費			
行事費	1,023,052	1,120,000	総会会場費・議員との懇親会費用、総会資料の送料
陣中見舞い			
組織対策費	37,000	37,000	諸会議会場費用、お茶代
交際費	330,000	200,000	各種パーティ券購入費、参加団体行事祝金
機関紙発行費	360,806	297,000	印刷代、送料印刷代、配送料(年3回)
調査研究費	24,000	24,000	東京都各種団体協議会の会費
選挙関係費	5,913	6,000	推薦状製作代、送料
小 計	1,780,771	1,684,000	
支出合計	2,458,208	2,367,000	
次期繰越額	2,658,921	3,082,151	
合 計	5,117,129	5,449,151	

■令和5年度国家予算・税制改正等に対する自由民主党東京都支部連合会との要望聴取会

令和4年10月7日(金)に自由民主党東京都支部連合会に要望書を提出し、意見交換を行った。要望内容の一部とその回答は以下のとおり。

1. 中小・小規模事業者の事業再構築への支援策の拡充

(1) DX推進には、各社のIT化の実装が求められる。IT化実装に必要なハードウェア・ソフトウェア購入費用やテレワークの環境整備として、パソコンやサーバーの購入費用への助成措置を講じられたい。特に印刷業界でテレワークを行うとなると業務で扱うデータ量が大きいので、ハイスペックなパソコンが必要になる。業界の実情にあわせた機器の購入ができるよう、きめ細かな対応を行ってほしい。

〈回答〉

経済産業省では「IT導入補助金」を措置している。令和4年度第二次補正予算においては、インボイス対応を見据えた会計ソフト等のITツール導入を促進するため、補助率の引き上げ・最長2年分のクラウド利用料補助・PC等のハード購入補助を引き続き行うとともに、安価なITツールも補助対象とするために補助下限額を撤廃するなど、事業者のニーズを踏まえた対応を講じている。引き続き、中小企業の皆様のDX推進に必要な支援に取り組んでまいりたい。

(2) ITリテラシーの高い人材を育成するため、各地域へ公的なデジタル人材育成機関の設置と個企業に対するITリテラシーの高い人材の育成および事業再構築に取り組むための再教育に対する支援を講じられたい。

〈回答〉

1. 企業のDXを実現するためには、DXを担うデジタル人材の育成が重要。企業内のデジタル人材の育成を推進するため、令和4年3月に「デジタル人材育成プラットフォーム」を立ち上げ、デジタルスキルの目的・レベルに応じた教育コンテンツの一元的な提供を行っている。
2. また、独立行政法人中小企業基盤機構では全国9か所に中小企業大学校を設置し、中小企業の経営者等を対象に、IT活用による業務効率化や製品・サービス開発などにより解決する力を習得するための実践的なプログラムの提供といった中小企業の人材育成支援にも取り組んでいる。

2. 柔軟で多様な働き方を推進するための支援

(1) 多様な人材が働きやすい環境のためには、生産性の維持・向上は勿論のこと、労務管理を含めた社内制度作り、公正で公平な人事評価制度の在り方などを整備する必要がある。

ある。「新しい日常」を見据えた中小企業の柔軟な働き方を推進するための支援として、専門家の派遣費用や環境整備に要する費用に対する支援や助成をお願いしたい。



Customer Delight

印刷業向け統合経営支援ソフト
FileMakerテンプレート

印刷管太郎XI

パッケージ版 / ASP版

SEISHIN 誠伸商事株式会社 www.seishin.co.jp
■ 本社〒145-0062 東京都大田区北千束2-9-10 TEL.03-5751-3011

〈回答〉

1. 厚生労働省では、印刷事業者をはじめ、特に中小・小規模企業における働き方改革や柔軟な働き方の取組を推進し、多様な人材が働きやすい環境整備を図るため、
 - ①47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業への訪問コンサルティングを実施している。
 - ②テレワークに関する労務管理とICT(情報通信技術)についてワンストップで相談できるテレワーク相談センターを設置し、相談対応やコンサルティングなどを実施しております。
 2. また、働き方改革や柔軟な働き方推進の取り組みに対する助成制度として、
 - ①労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主に対してその取り組み費用の一部を助成する「働き方改革推進支援助成金」
 - ②中小企業事業主に対するテレワーク用通信機器の導入等に係る経費の一部を助成する「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」を設けており、これらを活用した支援対策を行っている。
- (2) 未就労者の社会進出を活発化させることが必要であるが、特に女性の場合は、育児や介護のために就労できないといった割合が高い。仕事をしながら出産・育児ができる社会を実現するためには、子供を預け、子供の心配をせずに職場で能力を発揮できる仕組みが必要である。子供が病気になった際も現在では預けることが非常に困難であり、回復しても

数日の休みを余儀なくされるなど、キャリア形成の面からも非常に不利益を被る。保育する場所や要件を緩和し、子供を預けることが容易になるような環境整備を進めるとともに、施設やボランティアの組織化などの手段を講じて、親が安心して働ける仕組みづくりの構築をお願いしたい。

〈回答〉

1. 希望する方が保育所を利用することができるよう、待機児童の解消に向けて、令和3年度から「新子育て安心プラン」に基づき、4年間で約14万人分の保育の受け皿拡大に取り組んでいます。
2. また、子どもが病気になった場合に、その子どもを預けることができる病児保育事業の体制整備が進むよう支援を行っているところです。
3. さらに、地域の身近な方が子育てを援助する仕組みとして、子育て中の労働者や主婦等を会員とし、子どもの預かりの援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整等の支援を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

(3) 中小企業の場合、会社の中核を担う人材が親の介護のために離職すると企業存続の重大な危機となる。仕事と介護の両立は難しく、会社にとって大きな損失であるが、本人にとっても収入源が断たれるなど、勤労意欲のある人材を失うことは企業にとっても本人にとっても不幸なことである。育児・介護休業法は、数年置きに改正されているものの、制度の利用率は低調である。利用率を上げるためには、企業文化の変革や育児・介護休業の更なる周知が必要である。介護休業や育児休業取得に積極的に取り組む中小企業へ助成する新たな施策の創設とともに介護休業給付金の給付率の更なる引き上げをお願いしたい。

〈回答〉

1. 育児休業・介護休業制度ともに、子育てや家族の介護を行う労働者が必要ときに制度の利用ができるよう積極的に制度の周知を図るとともに、取得しやすい職場環境整備を推進しなければならないと認識しています。
2. そのため、①育児・介護休業法における介護休業や育児休業の周知徹底や法を遵守しない企業に対する指導等の履行確保。②円滑な育児休業・介護休業取得や職場復帰を図るため、労務管理の専門家による中小企業事業主への相談支援や、企業の取り組みを促進するセミナーの開催。③事業主が労働者の円滑な育児休業・介護休業取得や職場復帰、育児休業取得者の業務を代替する労働者の確保に取り組んだ場合等における助成金の支給等の施策を行っているところです。

3. なお、介護休業給付の給付率の更なる引き上げについては、雇用保険制度における給付と負担のバランスや、他の給付との均衡等を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えております。

3. エネルギーコストの急騰に対する支援策の創設

原油、天然ガス、石炭等の高騰によるエネルギーコストの急騰、原材料費も上昇が続いている。中小企業の場合、これら上昇分の価格転嫁も不十分な状況にあり、企業努力の限界を超えている。特にエネルギーコストは全産業に共通していることから、このコスト急騰に対する補助金の創設や資金繰りを支えるための金融支援をお願いしたい。

〈回答〉

1. 先日とりまとめられた新たな総合経済対策では、エネルギー価格の上昇によるご家庭や事業者の皆様のご負担を軽減するために、電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の対策として総額6兆円、標準世帯で、来年度前半までに4万5千円の支援を盛り込んだ。
2. 具体的には、燃料油に対する激変緩和事業については、この制度により本来であればレギュラーガソリンの全国平均価格が200円を超えるところ、約170円程度に抑制してきた。この措置を来年度前半にかけて引き続き実施する。具体的には、この2月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。
3. 電気料金については、今年1月の使用分より、低圧契約のご家庭や企業等に対しては1キロワットアワー当り7円、高圧契約の企業等に対しては1キロワットアワー当り3.5円の値引きによる支援を行っている。
4. 都市ガス料金については、家庭及び年間契約量が1,000万㎡未満の企業等に対して1㎡あたり30円の値引きによる支援を行っている。
5. なお、中小・小規模事業者への資金繰り支援としては、日本公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和に加え、ウクライナ情勢等の影響により利益率が一定程度悪化した事業者に対して金利を0.4%引き下げる措置を実施している。

4. 2050年「カーボンニュートラル」達成に向けた省エネ機械設備投資への支援

脱炭素を成長の起爆剤にするとして、住宅、下水道等の省エネ対策の強化、電動車の普及、船舶・航空・鉄道の脱炭素化、カーボンニュートラルポートの形成、蓄電池を含む投資支援などの推進を掲げているが、製造業が取り組みやすい省エネ設備への買い替えに対する支援、営業や配送

で使用するガソリン車からEV車への買い替えに対する費用への助成金、優遇された金融支援といった施策の積極的な推進を行ってほしい。

〈回答〉

1. 製造業が取り組みやすい省エネ設備への買い替えに対する支援としては、これまでに工場・事業場における省エネ効果の高い設備への更新に対する補助金を措置してきたところ。
2. 令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算案においても、引き続きこうした支援策を盛り込むとともに、複数年の投資計画に切れ目なく対応できるような仕組みを創設したところであり、製造業の省エネ対策を推進していく。
3. 電気自動車の普及に向けては、自家用車の乗用車や軽バンなどについては、経産省において令和4年度補正予算として700億円を措置するとともに、令和5年度当初予算においても200億円を計上し、購入を支援している。また、これとは別に、環境省でも令和5年度当初予算案において136億円を措置し、EVトラックなどのより大型の車両の購入を支援している。

5. 中小企業の債務返済への支援

コロナ禍で中小企業の債務が積み上がっている。昨年末まで官民による中小企業への融資は約55兆円と言われているが、その返済が今年から本格化する。貸し渋りのないよう金融機関に指導、また企業の融資返済が困難になってもすぐに法的手続きを取ることはせず、企業と金融機関が返済猶予について協議を行いながら、新ビジネス創出や事業再構築を後押しするような支援に努めること。

〈回答〉

1. 金融機関等に対しては、据置期間などが到来する既往債務の条件変更(リスク)や借換について、長期の延長を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うことなどを、累次にわたり要請しており、各金融機関において、しっかり対応していただいていると認識している。
2. また、民間ゼロゼロ融資の返済本格化を迎える中で、返済負担軽減に加え、新たな資金需要にも対応できる借換保証制度を創設し、本年1月10日より運用を開始したところ。

6. 官公需入札の改善

- (1) 社会的課題解決を基準とした新しい調達行為(SR調達等)の実現

価格を基準とする競争入札は過度な低価格受注、不適格

な企業の参入、さらには品質やサービスの低下を招くことにつながり、中小企業が99.5%を占める印刷・同関連産業界の健全性を損なうものである。については、今後は社会的課題の解決を基準とする新しい調達行為を実現するため、社会や地域の持続可能性のイノベーションに取り組む企業の社会貢献度が正当に評価された上で実施される入札制度の改善を図られたい。

〈回答〉

1. 地方公共団体の調達において、ご指摘のように企業の社会貢献度を評価することについては、当該調達の性質又は目的の範囲において、総合評価一般競争入札における評価基準の設定等を通じて、各地方公共団体の取組として行われていることと承知しています。したがって、具体的な評価基準の設定等については、各地方公共団体において判断していただくべきことと承知しています。
2. なお、総務省においては、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和4年8月26日閣議決定)を踏まえ、調達に際し価格以外の要素を適切に評価することにより、中小企業者が受注しやすい発注とする観点から、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和4年8月26日付け総行第233号総務省自治行政局長通知)により、総合評価一般競争入札の適切な活用等について、地方公共団体に対して助言を行っているところです。

(2) 下請法や独占禁止法を官公需取引にも適用

下請法や独占禁止法上の優越的地位の濫用、平成3年12月に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」などは、官公庁と民間との取り引き、いわゆる官公需取引はいずれも適用外となっている。中小印刷会社の主要なクライアントは大都市以外では官公庁、都道府県および市区町村であり、官公需は民間契約の範となるべきである。下請法や独占禁止法を官公需取引にも適用して、中小企業の取引価格の転嫁が進むように対策を強化すること。

〈回答〉

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。))は、事業者による競争制限的な行為を禁止等することにより、その公正かつ自由な競争を促進することを目的とした法律であるため、禁止される行為の主体は事業者とされている。この「事業者」とは商品・役務の供給を反復継続して行う者をいうところ、官公需取引における官公庁は、通常、需

要者であって、事業者には当たらず、官公庁の行為に独占禁止法を適用することはできない。独占禁止法の補完法である「下請代金支払遅延等防止法」(昭和三十一年法律第二百十号。以下「下請法」という。)も同様である。そのような需要者である官公庁の行為を独占禁止法及び下請法の規制対象とすることは、前記の独占禁止法及び下請法の規制概念を抜本的に変えることとなるものであり、困難である。なお、国や地方公共団体を当事者の一方とする契約については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和二十四年法律第二百五十六号)で規律されており、同法律に「政府契約の必要的内容事項」、「支払の時期」、「支払遅延に対する遅延利息の額」といった下請法と同じ趣旨の規定が設けられている。

(3) 最低制限価格制度および低入札価格調査制度の義務化
コロナ禍で、官公庁・各自治体からの印刷需要は大きく減少し、受注を巡って安値受注競争が激化している。健全な中小企業の育成のためにも最低制限価格制度を導入し、ダンピング防止を徹底されたい。なお、最低価格自動落札の原則から制度を採用せず、低入札価格調査制度を採用することで対策を図っている地方自治体が多いと聞いているが、最低価格自動落札の原則は、品質確保やダンピング受注による公正な取引の阻害など、問題点が多い。また、中小企業庁の調査では、低入札価格調査制度を採用しているのは23道府県に留まっている。47都道府県すべてで、最低制限価格制度または低入札価格調査制度の導入を義務化されたい。

〈回答〉

1. 最低制限価格制度については、最低制限価格未満の価格での入札を無条件に排除するものであり、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする最低価格自動落札の原則から採用されていないが、低価格入札の場合には、契約を履行できるかどうかを調査し、履行が危ぶまれる際には、当該入札を排除する「低入札価格調査制度」を採用することで、安値受注競争激化へ対応している。

2. 令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、低入札価格調査制度の適切な活用等について定め、ダンピング受注の排除等適正価格による契約を推進することとしている。

(4) 「予定価格の適正化」と「積算内訳書添付の義務化」
予定価格の積算にあたって、国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で適切な予定価格の作成を掲げているが、実態としては過去の契約価格を参考にすること

が多い。予定価格の算出にあたっては、「契約の基本方針」を遵守すること。また、入札にあたっては、その参加者から総額だけの一式見積ではなく、具体的な根拠に基づく積算内訳書の添付を義務化すること。なお、「積算内訳書添付の義務化」は、入札の際の応札者の事務負担が増大するとの懸念も聞くが、健全な中小企業においては、入札金額を決めるにあたって積算するのは当然の行為であり、事務負担が増大することはない。

〈回答〉

1. 令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、ダンピング防止対策の一環として、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の作成することについて定めている。引き続き、啓発に努めてまいりたい。

＜以下紙面の関係で要望事項のみ掲載します＞

- (5) 契約後の仕様変更ならびに修正作業に係る別途費用の支払い
- (6) 年間を通じての印刷物発注の平準化
- (7) 知的財産権（著作権）の財産的価値への配慮と保護に対する周知・啓発
- (8) 著作権の正当な評価と著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

7. グリーン購入法における特定調達品目の判断基準の柔軟な見直し

8. 外国人材の受入れ・共生

9. 税制関係

10. 小売電気事業者による一方的な契約解除、新規切替募集停止で困窮する事業者への支援

FUJIFILM
Value from Innovation

**一緒に答えを
導き出す会社へ。**

新生FFGSでは、デジタル技術を駆使し、サポート体制を強化し、
一社一社のビジネスに合った最適なソリューションを提供していきます。
新しく生まれ変わったFFGSに、どうぞご期待ください。

システムから、ソリューションへ。

新生FFGS、始動。

富士フイルムグラフィックソリューションズ株式会社

—東京都印刷産業議員連盟議員—

<東京都議会自由民主党>



三宅茂樹 氏

選挙区：世田谷
〒154-0001
世田谷区池尻 2-20-12-103

電 話 03-5481-1500 / FAX 03-5481-2300



高島直樹 氏

選挙区：足立
〒120-0034
足立区千住 4-9-7

電 話 03-3881-0007 / FAX 03-3881-0606



宇田川聡史 氏

選挙区：江戸川
〒134-0084
江戸川区東葛西 1-37-24

電 話 03-3687-7007 / FAX 03-3869-7101



小宮安里 氏

選挙区：杉並
〒166-0004
杉並区阿佐谷南
1-17-23-202

電 話 03-5378-0611 / FAX 03-5378-0615



菅野弘一 氏

選挙区：港
〒108-0071
港区白金台 3-17-4

電 話 03-3445-8211 / FAX 03-3445-5155



柴崎幹男 氏

選挙区：練馬
〒177-0051
練馬区関町北 1-26-10

電 話 03-5991-1275 / FAX 03-5991-1648



川松真一朗 氏

選挙区：墨田
〒130-0011
墨田区石原 3-20-9

電 話 03-6240-4370 / FAX 03-6240-4380



伊藤祥広 氏

選挙区：八王子
〒192-0046
八王子市明神町 2-26-10
橋本ビル 206

電 話 042-648-4187 / FAX 042-648-4189

<都議会公明党>



長橋桂一 氏

選挙区：豊島
〒171-0022
豊島区南池袋 2-36-10
SOHO 南池袋ビル 305

電 話 03-3983-8260 / FAX 03-3983-8200



東村邦浩 氏

選挙区：八王子
〒192-0051
八王子市元本郷町
4-20-25-302

電 話 042-620-4405 / FAX 042-620-4402



谷村孝彦 氏

選挙区：北多摩第一
〒207-0015
東大和市中央 4-922-18

電 話 042-565-2312 / FAX 03-6368-4970



加藤雅之 氏

選挙区：墨田
〒131-0045
墨田区押上 1-29-6

電 話 03-5809-7860 / FAX 03-5809-7955



慶野信一 氏

選挙区：荒川
〒116-0001
荒川区町屋 4-17-3

電 話 03-6807-6055 / FAX 03-6807-6088

<都民ファーストの会東京都議団>



滝口 学 氏

選挙区：荒川
〒116-0014
荒川区東日暮里 4-3-6

電 話 03-6382-8866 / FAX 03-6382-8867



保坂真宏 氏

選挙区：台東
〒110-0008
台東区池之端 2-5-34

電 話 03-3821-3876 / FAX 03-3827-2952



本橋弘隆 氏

選挙区：豊島
〒171-0042
豊島区高松 3-12-16

電 話 03-6478-9556 / FAX 03-6755-9750

(令和5年9月1日現在)

◆◆ 会員加入増強実施中 ◆◆
年間機関誌購読料は
1口 3,600円です。

東京都印刷産業政治連盟事務局
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8
TEL/FAX 03-3551-1642
東政連ホームページ <https://www.tppu.jp/>